

# 罪を犯すところをよむ

齊藤 哲也（臨床心理学専攻 教授）



## 1 罪を犯すところの読み方

罪を犯すところをよむというテーマでお話を進めていきます。

最初に一言お断りをすると、今回は、特別な才能の持ち主が鮮やかに謎解きをするかのように罪（非行）を犯した人のところをよむ術を紹介するものではありません。多くの心理臨床の現場では、クライアント（患者）の性格や行動特性、そして、クライアントの抱える困りごとなどを多面的に評価するために、心理学的アセスメントを実施しています。私が今年の3月まで勤務していた少年鑑別所においても、非行少年のところの問題等を評価するために、今回のテーマに従えば、非行少年のところをよむために、心理学的アセスメントを行っています。今回は、少年鑑別所における心理学的アセスメント、法律的には鑑別と言いますが、そのあらましを御紹介しながら罪を犯すところの読み方について説明したいと思います。

## 2 少年鑑別所及び鑑別の概要について

まずは、少年鑑別所や鑑別の概要について説明します。

少年鑑別所は、昭和24年に少年法と少年院法の施行により発足した法務省矯正局に所属する施設で、全国に52箇所あります。主に家庭裁判所から観護措置という法的決定により送致された20歳未満の非行を犯したとされる少年を一定期間収容しています。少年鑑別所の多くは、県庁所在地に設置されており、大分県の場合、大分市新川町にあります。

次に鑑別についてです。鑑別とは、「なぜ、そのような非行を犯したのか」、「どうすれば立ち直れるのか」について科学的な方法で見立てる一連の作業であると言えます。少年鑑別所は、20歳未満の少年を収容する施設ですが、男子だけを収容するわけではありません。法律上、男子だけでなく、女子も併せて少年と呼んでおり、男子も女子も収容します。ちなみに、令和5年版の犯罪白書を見ると、検察庁から家庭裁判所に送致された人数は3万8,377人で少年鑑別所

に入所した人数は4,658人でした。非行を犯したとされる少年の約12パーセントを占める少年が入所し、鑑別を受けたこととなります。ちなみに、家庭裁判所に送致された少年の約4パーセントを占める1,322人が、更生を図るために必要な教育、すなわち、矯正教育を受けるために少年院に入院しました。

少年鑑別所に入所した少年は、観護措置の効力により2週間、多くの場合、観護措置が更新されて4週間、少年鑑別所で生活することとなります（一定の要件を満たす場合、さらに4週間収容され、最大8週間収容されることもあります。）。この観護措置の期間を通じて、少年鑑別所の職員は、その専門性を生かして、少年の鑑別を行います。

鑑別は、少年鑑別所法第16条において、「鑑別対象者の鑑別においては、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すものとする。」と定められています。通常、鑑別では心理学の専門家である心理技官と教育学の専門家である法務教官が二人一組となり、一人の少年を担当します。心理技官と法務教官それぞれの役割ですが、心理技官は主に面接と心理検査を担当し、法務教官は主に面接と行動観察を担当します。

なお、鑑別では、心理学的アセスメントの伝統的な方法である①面接、②心理検査、③行動観察に加えて④カンファレンス（事例検討）によって、鑑別対象者の評価を行います。次の段落からはそれぞれの方法についてみていきます。

### 3 面接について

まず、面接です。

面接は心理技官も法務教官もそれぞれが行います。面接を行う場合、面接者と少年以外の第三者がいるところでは話しにくいものですから、専用の部屋を使って一対一で行います。鑑別の面接では、事件の動機、事件後から逮捕されるまでの行動等を中心に聞き取りますが、幼少期にさかのぼって、どのように生活してきたかなど幅広く丁寧に聞き取り、事件に結びつく要因を調べます。ただし、少年鑑別所は、少年自身が望んで入所するところではなく、また、事件を起こした後悔なども相まって、入所後、不安が募り、不眠、いらいら、食欲不振など、さまざまな反応をみせる少年も少なくありません。そうした不安定な少年に、いきなりあれこれと問い質しても答えが返ってくることは期待できません。少年鑑別

所での生活の仕方を一つ一つ丁寧に説明したり、悩みや不安があれば、じっくりと耳を傾けたりするなどして、少年から安心感を引き出したり、信頼を得たりする努力を並行して行うことが鑑別を行う上で大切であるとされています。

#### 4 心理検査について

少年鑑別所で行われている心理検査は、大きく二つに分けることができます。

一つは、鑑別開始後、速やかに実施する集団方式の検査です。もう一つは、入所後、面接や行動観察を通して、鑑別対象者に関する情報がある程度収集できた段階で、鑑別をどのように進めていくべきかの道筋（これを鑑別方針と言います。）を決めた後に行う個別方式の心理検査です。

集団方式の心理検査では、主に法務省矯正局が開発した検査が使用されます。いくつか例を挙げると、性格の特徴を調べる検査（法務省式人格目録）、社会的な態度や価値観などの特徴を調べる検査（法務省式態度検査）、運転態度の問題の有無などを調べる検査（法務省式運転態度検査）などです。これらの検査を通じておおよそどのような性格特性を有しているのか、どのような問題を抱えているのかについて把握します。なお、余談ですが、全ての検査に法務省式という冠が付いているので、集団方式の検査のことをまとめてMJシリーズ(エムジェイシリーズ)と呼んでいました。MJは法務省の英語訳 (Ministry of Justice) の頭文字です。

個別方式の心理検査は、大学の心理相談室をはじめ、病院など、様々な心理臨床の現場で広く使われている検査、例えば、Y-G性格検査、MMPI、PF-スタディ、東大式エゴグラム、ロールシャッハテスト、主題統覚検査 (TAT)、バウムテスト、サンドプレイなどから必要に応じて選択し、組み合わせて実施します（心理学の世界では、検査を組み合わせることをテストバッテリーと呼びます。）。また、なぜ非行を起こしたのか、つまり、非行のメカニズムを明らかにするためにアセスメントを行うだけでなく、どうすれば健全で円滑な社会適応を促すことができるかについて検討することも大切です。学習障害などの疑いがあれば、認知能力や基礎学習の習得度を測定するKABC-IIなどの検査も行い、診断が必要な場合は、精神科を受診することもあります。

なお、知能検査については、以前は、集団式の検査として新田中B式知能検査を行っていましたが、発達的な特性について精査を行うために、個別式の知能検査（例えば、ウェクスラー式知能検査）を実施するようになりました。

## 5 行動観察について

行動観察についても、二つに分けることができます。

一つは、日常の自然な行動をありのまま観察する方法、もう一つは、あらかじめ種目を設定して観察する方法です。前者は、対象となる少年が部屋の中でどのように過ごしているかなどを観察します。後者については、例えば、課題図書を渡して感想文を書いてもらったり、家族と一緒にいる場面を1枚の画用紙に描いてもらったりします（家族画）。

## 6 事例検討（カンファレンス）について

よほど特別な事情がない限り、全ての鑑別対象者に関して、家庭裁判所調査官との事例検討（カンファレンス）を行います。家庭裁判所調査官とは、裁判官の命令を受けて、少年事件では、非行を犯したとされる少年とその保護者に会って事情を聴くなどの調査を行う家庭裁判所の職員です。家庭裁判所調査官は、担当少年の面接を行うために少年鑑別にたびたび来庁されます。鑑別を担当する心理技官又は法務教官は、その機会を活用して、家庭裁判所調査官とカンファレンスを行い、情報共有に努めます。

## 7 判定会議について

鑑別終盤の作業となりますが、鑑別担当者が、面接、行動観察、心理検査、そしてカンファレンスを通じて得た情報を取りまとめ、判定のための会議を開き、少年鑑別所としての意見を決めます。この会議のことを判定会議と呼んでいます。判定会議では、少年鑑別所長以下、対象者の鑑別に関わった職員が一堂に会し、①鑑別の対象者である少年が更生する上で、どのような処分（保護観察、児童自立施設送致、少年院送致、検察官送致など）が適当であるかの判定とその理由、②知能や性格の特徴、③健康状態、④少年鑑別所内での行動観察の記録の概要のほか、⑤なぜ非行に及んだか（非行のメカニズムの分析）、どうすれば立ち直れるか（処遇指針）を鑑別結果通知書という文書にまとめます。この文書は決裁を経て、家庭裁判所に送付され、審判のための重要な資料となります。

## 8 まとめ

ここまで少年鑑別所における罪を犯すところの読み方、鑑別の手続きについて説明しました。鑑別は、使用する心理検査や行動観察の種目の改正を経ながらも、昭和24年に少年鑑別所が発足してから全国のどこの少年鑑別所でも現在まで行

われているやり方です。

私は、冒頭で「特別な才能の持ち主が鮮やかに謎解きをするかのように罪（非行）を犯した人のところをよむ術を紹介するものではありません。」と述べましたが、鑑別の一連の手続きは、行政機関に所属する心理職が罪を犯すところをよむための方法として、合理的であり、また、適切な方法であると思います。

とはいえ、方法が確立していれば、だれがやっても同じように鑑別ができるかと言えば、そうではありません。例えば、少年に寄り添い、少年の不安や悩みを受け止めつつ、彼が犯した罪や失敗、そして社会適応上の強みや弱みを正しく評価するためには、先輩や上司が担当する少年の面接に同席したり、事例理解のための助言を受けたり、ときに研修や学会に参加しながら、非行臨床の心理職として必要な専門性を身に付けていくことが望まれます。

## 9 最後に

最後に、私が思う典型的な非行少年のころについてお示ししたいと思います。

自己表現が苦手、ネガティブな経験を通して自信を欠いている。中には、虐待などの被害体験を経験して心理的な傷つきを負っている少年や被害者の心情に共感するための教育が必要な少年もいるといったところでしょうか。

こうした少年たちには、自分自身の生き方や身体を大切にすること、そして、自分と同じように他者も大事にすることについて理解を深めることが更生を果たす上で肝要なことと思われまます。